

■議案第59号 四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和元年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）により成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を削除する必要があるため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

地方公務員法の欠格条項の規定から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことに伴い、関連する規定を削除します。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令等】

地方公務員法 新旧対照表	
整備法による改正後	改正前
（欠格条項） 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 <u>（1）</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>（2）～（4）</u> （略）	（欠格条項） 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 <u>（1） 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>（2）</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>（3）～（5）</u> （略）

地方公務員法（抜粋）

（降任、免職、休職等） 第28条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 （1）～（4） （略） 2・3 （略） 4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。
--